

1. 検査・監督の見直し

- 金融庁は、金融の各業態を監督しているが、業態に共通して感じられるのは、経営環境の変化が著しく、その変化のスピードが加速していることである。各保険会社におかれても、経営環境の変化に遅れずに対応し、持続性のあるビジネスモデルの構築をどのように進めていくかが、経営上の重要な課題になっている。
- 具体的には、我が国の人口構成や家族構成の変化に伴い、保険ニーズの変化が進んでいる。資産運用についても、低金利の継続により困難な市場環境に直面している。また、インシュアテックの進展に伴い、リスクを評価するために用いることのできるデータも分析手法も大きく変わろうとしている。こうしたテクノロジーの進展とも関連するが、供給側の論理にたつて、特定の金融商品・サービスを大量に販売するこれまでのB to Cのビジネスモデルから、個人や企業のニーズにいかに対応していくかを試行錯誤する中から適切な金融商品・サービスを作り出し提供するといったC to Bへの転換も進んでいく可能性がある。さらには、大手社を中心に海外進出も増加している。
- こうした変化に対しては、部分部分の微調整だけではなく、各社の社会における役割、販売チャネルや販売商品を含めたビジネスモデルを、ガバナンスやリスク管理、内部管理、人事・組織などと一体的に考え、全体としての変革を進めていくことが重要。
- こうした中、金融庁は、2000年にできた保険検査マニュアルに基づき、これまで各社における内部規定の整備状況や遵守状況を繰り返しチェックしてきた。このことは、内部管理態勢について一定の水準を確保する上で役割を果たしたと考えるが、他方、繰り返しのチェックの結果、社内の議論や当庁との間での議論がマニュアルの規定で思考停止になる傾向が出てしまうとすれば、変化する環境の下でのビジネスモデルと、ガバナンスやリスク管理・内部管理とを一体として考えていく上で、制約要因にもなりかねない。

- そうした背景から、昨年 12 月に、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）案」と題する文書をパブリック・コメントにかけた。
- 検査監督基本方針案では、2019 年 4 月以降に検査マニュアルを廃止する、という案を提示している。金融庁は、検査マニュアルに基づいて各社で長年定着してきた実務を否定するつもりはなく、検査マニュアルに代わるものがまた出てきて、一斉に内規を書き換えなければならなくなる、といったことも想定していない。また、金融庁の組織を変えたり、検査マニュアルをなくしたり、といっても、検査官がいなくなるわけでも、検査がなくなるわけでも、監督が甘くなるわけでもない。
- ただ、18 年前にできた検査マニュアルに書いてあるルールよりも良いやり方があれば、それを試みやすい環境を作りたい、社内での議論に際し、一つひとつの問題を経営全体の中で考えやすい環境を作りたい、金融庁の側においても、金融行政の根本目的に立ち返って考えることができる力をつけるようにしたい。
- もちろん、こうしたことは金融庁だけで出来るものではない。また、検査監督一般に共通する問題もあれば、保険行政固有の問題もあろうかと考える。今後、新しい検査・監督のあり方について、意見・提案を頂戴し、保険会社と建設的な対話を続けながら、金融行政のクオリティを継続的に高めていきたい。

2. スチュワードシップ責任

- 顧客から資金を託されている機関投資家は、「スチュワードシップ責任」をきちんと果たすことが求められる。保険会社は、年金基金等から受託した資金の運用はもちろん、個人の保険料として支払われた資金についても、その運用成果を顧客への配当還元や保険金支払いに充当していることから、顧客に対し運用責任を負っていると考える。保険会社は、そうした立場にあることを踏まえながら、責任ある機関投資家として、顧客本位の観点から適切な運用を行う必要がある。
- 平成 29 年 2 月の意見交換会において、地域銀行の主要株主としての

生命保険会社のスチュワードシップ責任の話をしたが、その後、一部の保険会社においては、地域銀行との価値向上に向けた対話を進めている。

- 生保は多数の株式を保有する機関投資家であり、日本市場全体の効率性向上に果たす役割は大きいものとする。各社におかれては、運用機関として、この面で更なる取組みを進めてもらいたい。

3. 販売時の分かりやすい情報提供等

- 一般的に、金融商品は顧客との情報の非対称性が常に問題となる分野だが、その中でも、生命保険の商品は特に複雑で、この分野での課題が多いと考えている。
- そうした中、昨年3月にとりまとめられた「顧客本位の業務運営に関する原則」は、当然のことながら保険にも適用され、重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供する必要がある。保険商品の仕組みの説明はもちろんのこと、特に、投信と類似の貯蓄性保険商品については、「運用」という同様の機能を提供する金融商品である以上、各種のリスクや、費用を除いた後の実質的なリターンなどについて、投信と同じレベルの情報提供・説明が求められる。
- 顧客にとってより分かりやすい情報提供を、工夫してほしい。

4. 「遺伝」情報の取扱いについて

- 先日、全ての生保会社および損保会社を対象に、約款および事業方法書等に「遺伝」関連の文言が残っていないかの調査を行ったところ、約款に4社、事業方法書等に33社、「遺伝」関連の文言が確認された。これらの会社については、いずれも昨年末までに「遺伝」等の文言を削除する手続き（基礎書類の変更認可）を終えている。
- 各社におかれては、これまでも遺伝的特徴に基づく不当な差別的取扱いの排除に努めているものと承知しているが、今後とも、役職員に対する教育を徹底するなど、引き続き適切に対応してほしい。

- また、生保業界全体として、ゲノム医療に関するリテラシー向上に係る取組みを検討するなど、業界全体としての取組みのあり方について検討されることも有益ではないかと考えている。

- また、ゲノム医療に関しては、社会的な関心の高まりもあるところ、保険分野に限った話ではないが、様々な観点で検討課題があるものと承知している。生保業界としても、今後研究・検討を進められることを期待している。

(以上)